

保医発 0530 第 2 号  
令和 7 年 5 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

別添 4 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

別添 5 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 99 点
- ロ 小白歯・前歯 62 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 21点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 1,884点
- (2) 4分の3冠 2,355点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 397点
    - b 複雑なもの 733点
  - ロ 5分の4冠 923点
  - ハ 全部金属冠 1,161点
- (2) 小白歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 270点
    - b 複雑なもの 537点
  - ロ 4分の3冠 663点
  - ハ 5分の4冠 663点
  - ニ 全部金属冠 831点

3 銀合金

- (1) 大白歯
  - イ インレー

a	単純なもの	26 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	5分の4冠	59 点
ハ	全部金属冠	73 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17 点
b	複雑なもの	34 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	42 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	42 点
ニ	全部金属冠	53 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	663 点
(2)	小白歯	663 点
(3)	大白歯	923 点
2	銀合金	
(1)	前歯	42 点
(2)	小白歯	42 点
(3)	大白歯	59 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	397 点
ロ	小白歯・前歯	270 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	26 点
ロ	小白歯・前歯	17 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,035 点
2	銀合金を用いた場合	118 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,337点

ロ 小臼歯 1007点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 58点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 803点

ロ 小臼歯 1,007点

ハ 大臼歯 1,337点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 74点

ロ 小臼歯 74点

ハ 大臼歯 74点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	2,175 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,770 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,770 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,359 点
	ハ 前歯（切歯）	1,046 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,069 点
	ロ 犬歯・小白歯	836 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	734 点
	ロ 犬歯・小白歯	638 点
	ハ 前歯（切歯）	592 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,026 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	793 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	296 点
(2)	犬歯・小白歯	319 点
(3)	大白歯	367 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 733 点

ロ 小白歯・前歯 537 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 46 点

ロ 小白歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,714 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点